

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山 県 市 長

市町村名 (市町村コード)	山 県 市 (21215)
地域名 (地域内農業集落名)	高 富 地 区 (高富、富岡、梅原、桜尾、大桑)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高富地区は、高富、富岡地域の多くが市街地であるが、桜尾、梅原、大桑地域は農振農用地面積の9割を水田が占めている地域であり、水稻栽培が盛んである。複数の担い手農業者により営農され、比較的農用地の集積は進んでいる地域であるが、今後、農用地を集約化することによる効率化を模索してゆく余地は十分ある。しかし、地域により集約すると水管理での地元調整が必要である。また、農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、担い手を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。また、山林が近いため有害鳥獣の被害も多く発生している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田における大区画化、水利ポンプ整備、用排水路の整備を進めることで、農用地集積・集約化を進め、効率的な営農を可能にし、若い担い手を確保することで持続的な農用地利用と地域農業の振興を模索してゆく。栗、いちご等の野菜などの栽培に取り組んでいる。米、飼料用米、麦、大豆作など共に収益性の高い栽培方式への移行を考えたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	386 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	386 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。その周辺の農地については、必要に応じて農業上の利用が行われる区域に含めることを検討していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。将来的には担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望を踏まえて、費用に見合った用排水路等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・既存の多面的機能支払交付金、中山間地域等支払交付金の保全組織並びに自治会等と協力しながら地域ぐるみで農地を守っていく。 ・JA等との連携を図りながら、地域活性化に貢献できる栽培技術の効率化、地域雇用の確保を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業支援サービスを行う事業体の営農体による、一部管理委託業務情報を集約し、地域内で共有することで、作業委託を必要とする経営体が積極的に活用できる環境整備を行う。これにより、地域全体の農業経営を維持することで、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地について、有害鳥獣被害が想定されることから、農地全体について、有害鳥獣被害防止施設を設置する。
- ②環境負荷低減農業、有機農業への取組 農事組合法人 桜尾生産組合
- ③スマート農業 農事組合法人おおが
- ④畑作化による、粟、小麦、大豆、そば、エゴマの栽培
- ⑤粟
- ⑦保全・管理等
- ⑧用排水路
- ⑨堆肥の活用と飼料米の地域内循環